

川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金交付要綱

28川こ子推第197号

平成28年11月1日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金等を貸し付けることにより保育人材の確保を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業は、川崎市保育士修学資金貸付事業実施要綱（平成28年11月1日28川こ子推第197号。以下「実施要綱」という。）に定める保育士修学資金貸付事業（以下「貸付事業」という。）とする。

2 補助金の使途は、貸付事業の実施に要する貸付金及び事務費とする。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とする。

(補助金交付額)

第4条 この補助金の対象となる経費は、別表に定める経費とする。

(交付の申請)

第5条 市社協は、補助金の交付を受けようとする場合は、川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に申請年度の事業計画書、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市社協は、第8条の規定による交付決定の通知を受けた後の事情により、補助金の交付額に変更が生じる場合には、あらかじめ市長に協議の上、川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金交付変更申請書（第2号様式）に必要書類を添付して、変更申請を行うものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、交付申請書を受理したときは、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 貸付事業を中止し又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 貸付事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (3) 補助金により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けることなく補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (4) 貸付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくべきこと。
- (5) その他市長が必要と認める条件

(交付決定の通知等)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及び前条各号の条件を付した場合はその条件を、川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金決定通知書（第3号様式）により市社協に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を不相当と認めるときは、川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金結果通知書（第4号様式）により市社協に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、補助金の交付について必要があると認める場合は、概算払いにより交付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 市社協は、第8条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

(実績報告)

第11条 市社協は、毎年度、当該年度における貸付事業の実績につき、川崎市保育士修学資金貸付事業実績報告書（第5号様式）に当該年度の事業報告書、収支計算書その他市長が必要と認める書類を添付して、当該会計年度の末日までに市長に報告しなければならない。ただし、貸付事業を廃止した場合は、事業を廃止した日から30日を経過した日又は廃止した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

2 市社協は、消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

3 市社協は、前項の仕入控除税額から、次条に規定する補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を、市長に返還するものとする。

(額の確定通知等)

- 第12条 市長は、前条第1項の報告を受けたときは、当該報告に基づき、貸付状況等の適否について審査し、報告を受けた年度において補助金の交付を行っている場合は、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金額確定通知書（第6号様式）により市社協に通知するものとする。
- 2 市長は、報告を受けた年度において補助金の交付を行っていない場合であつて、前項の審査を行い、適当と認めるときは、川崎市保育士修学資金貸付事業実績承認通知書（第8号様式）により、市社協に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査を行い、是正すべき不適正な事項を認めるときは、川崎市保育士修学資金貸付事業是正報告書（第9号様式）により、期日を指定し、市社協に是正の勧告を行うものとする。
- 4 市社協は、前項の勧告を受けたときは、それぞれ市長が指定する期日までに是正の上、川崎市保育士修学資金貸付事業是正報告書（第10号様式）により、遅滞なく市長に報告するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第13条 市長は、市社協が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(補助金の返還)

- 第14条 市長は、前条の規定に基づき、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の条件を変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 2 市長は、第12条第1項の規定に基づき、市社協に交付すべき補助金の額を確定した場合において、当該年度において交付済である額が、確定した交付額を超えるときは、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 市長は、第12条第3項の規定に基づき、市社協に是正の勧告を行った場合において、指定期日までに是正されない場合、又は、指定期日前であつても当該是正すべき事実等を原因として重大な事故等が発生した場合は、事案の内容に応じ、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 4 市社協は、貸付事業を廃止し、実施要綱第18条第3項に定める返還金が発生したときは、当該返還金が発生した会計年度内に、その全額を速やかに川崎市に返納しなければならない。

(委任)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<p>保育士修学資金貸付事業</p>	<p>(1) 修学資金(学費相当) ・月額50,000円以内</p> <p>(2) 入学準備金 ・200,000円以内</p> <p>(3) 就職準備金 ・200,000円以内</p> <p>(4) 生活費加算(貸付申請時に生活保護受給世帯に属する者であつて、養成施設に在学する者に限る) ・生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第1第1章1(1)において定められる基準生活費のうち、当該貸付対象者の居住地が該当する級地及び当該貸付対象者の年齢区分に対応する第1類費の額に相当する額の範囲内の額(1,000円未満切り捨て)</p> <p>(5) 事務費 ・4,275,000円以内(生活費加算を行う場合にあつては5,775,000円以内)</p> <p>※事業の実施上、事務費の不足が見込まれるときは、市長と協議の上、貸付原資の一部を事務費に充てることができるものとする。ただし、貸付原資から事務費に充てることができる額は、毎年度、4,275,000円を上限とする。</p>	<p>保育士修学資金貸付事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等</p>	<p>10/10</p>

第1号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

申請者名

印

年度川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金交付申請書

川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金交付要綱に基づき、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金を貸付けることにより保育人材の確保を図るため、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 川崎市保育士修学資金貸付事業計画書
- (2) 川崎市保育士修学資金貸付事業補助金収支予算書
- (3) その他参考となる資料

第3号様式

川崎市指令 第 号
申請者住所
申請者名

年度川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金について、川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり交付決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長名 印

1 補助金の額

金 _____ 円

2 補助対象事業

この補助金の対象となる事業は、交付要綱第2条に規定する事業とする。

3 補助金交付の条件

交付要綱第7条に規定する条件を付して交付する。

4 申請の取下げ

この交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知の日から起算し2週間以内に申請の取下げをすることができる。

5 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定の報告

事業を廃止後、消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、交付要綱第11条第2項の規定により、第7号様式を用いて市長に報告しなければならない。

6 前項の報告があった場合の補助金の返還

前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた者は、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を市に返還しなければならない。

第4号様式

川 第 号
年 月 日

(宛先)
様

川崎市長名 印

年度川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金結果通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金について、川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき調査を行った結果、補助金対象事業の認定には至りませんでしたので、通知します。

第5号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

申請者名

印

年度川崎市保育士修学資金貸付事業実績報告書

川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 川崎市保育士修学資金貸付事業実績報告書
- (2) 川崎市保育士修学資金貸付事業貸付資金補助金収支計算書
- (3) その他参考となる資料

第6号様式

川崎市指令 第 号
申請者住所
申請者名

年度川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金額確定通知書

年 月 日付け第 号で実績報告のあった川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金について、川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長名 印

補助金の額

金 _____ 円

(宛先) 川崎市長

申請者住所

申請者名



消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金）

年 月 日川崎市指令川こ子推第 号で交付決定を受けた川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金に係る消費税及び地方消費税等仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 補助金の額の確定額（総額） 金 円
- 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 無
- (2で「無」を選択の場合は以下不要)
- 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 簡易課税
- (3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)
- 4 消費税法別表第3に掲げる法人又は人格のない社団等の場合の特定収入割合
※ 財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人 等
5%以下 5%超
- 5 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 6 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 7 添付書類
- (1) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）
 - (3) 補助金に係る仕入控除税額の積算内訳表
 - (4) 特定収入割合を確認できる資料

(注1) 7の(3)は、消費税申告「有」、仕入控除税額の計算方法「一般課税」、特定収入割合「5%超」
ではない場合に添付してください。

(注2) 7の(4)は、特定収入割合「5%以下」の場合に添付してください。

(注3) 消費税仕入控除税額がない場合であっても、この報告書を提出してください。

第8号様式

川 第 号
年 月 日

(宛先)
様

川崎市長名 印

年度川崎市保育士修学資金貸付事業実績承認通知書

年 月 日付けで提出のあった川崎市保育士修学資金貸付事業実績報告書について、川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき審査を行った結果、適正であると認めましたので通知します。

第9号様式

川 第 号
年 月 日

(宛先)
様

川崎市市長名 印

年度川崎市保育士修学資金貸付事業是正勧告書

年 月 日付で提出のあった川崎市保育士修学資金貸付事業実績報告書について、川崎市保育士修学資金貸付事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき審査した結果、次のとおり、是正すべき不適正な事項を認めました。

については、それぞれ指定期日までに是正の措置を行った上、遅滞なく報告するよう勧告します。

なお、指定期日までに是正されない場合、又は、指定期日前であっても当該是正すべき事項を原因として重大な事故等が発生した場合は、事案の内容に応じ、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させる場合があります。

1 是正すべき事項

2 是正期限

第10号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

報告者住所

報告者名

印

年度川崎市保育士修学資金貸付事業是正報告書

年 月 日付第 号により、是正の勧告を受けた事項について、次のとおり是正の措置を行いましたので、関係書類を添えて報告します。

- 1 是正すべき事項
- 2 是正措置の内容
- 3 是正完了年月日